

## 第8期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）概要版資料

### (1) 計画の目的

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画として、高齢者福祉施策及び介護保険制度運営の基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策の体系、取組の方向性を示すことを目的とします。

### (2) 計画の期間

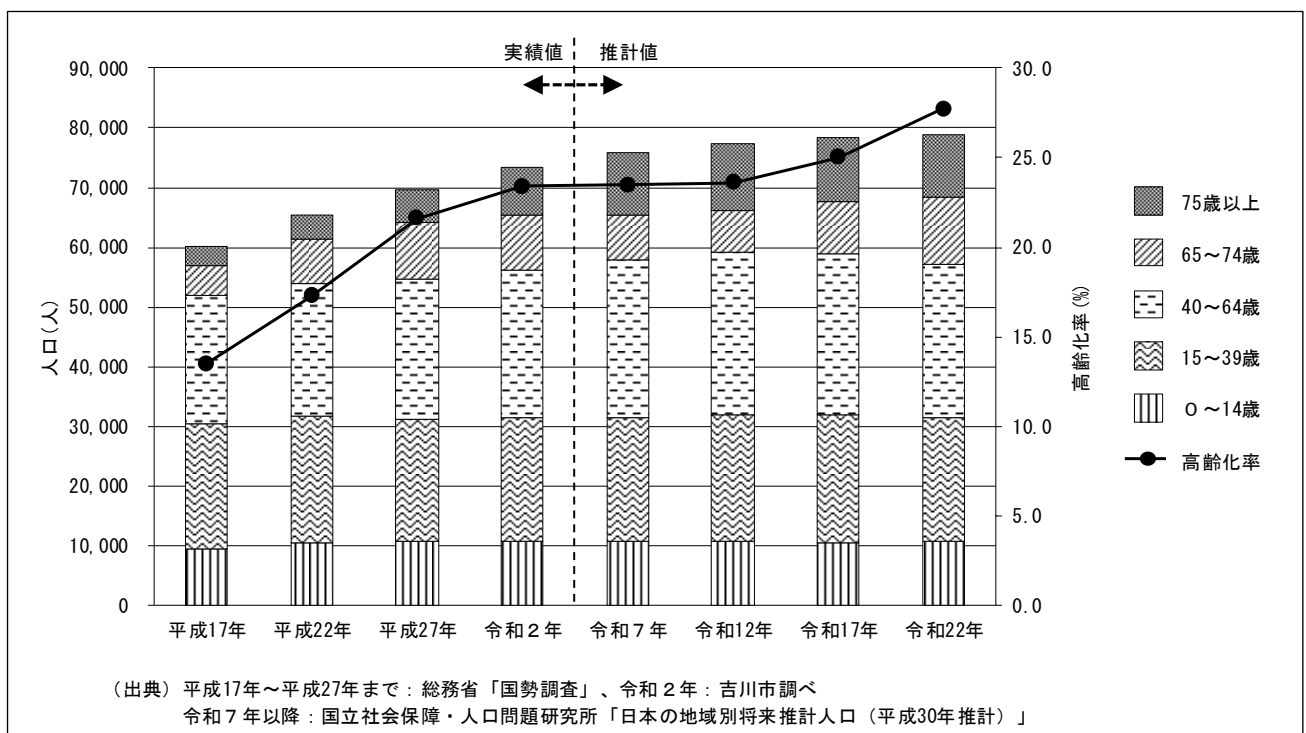
この計画は、第14期計画期間中の令和22年度（2040年度）までを見通した中で、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画期間	第8期計画			第9期計画			
	見直し			見直し			
	＜令和22年度までの見通し＞						
							第14期計画

### (3) 人口等の推移と見込み

- 国勢調査では、平成17年（2005年）以降、総人口は増加傾向にあります。
- 今後は、75歳以上（後期高齢者）の増加が見込まれます。
- 高齢化率は、令和22年（2040年）には27.7%となる見込みです。

人口・高齢化率の推移・推計（各年10月1日現在）

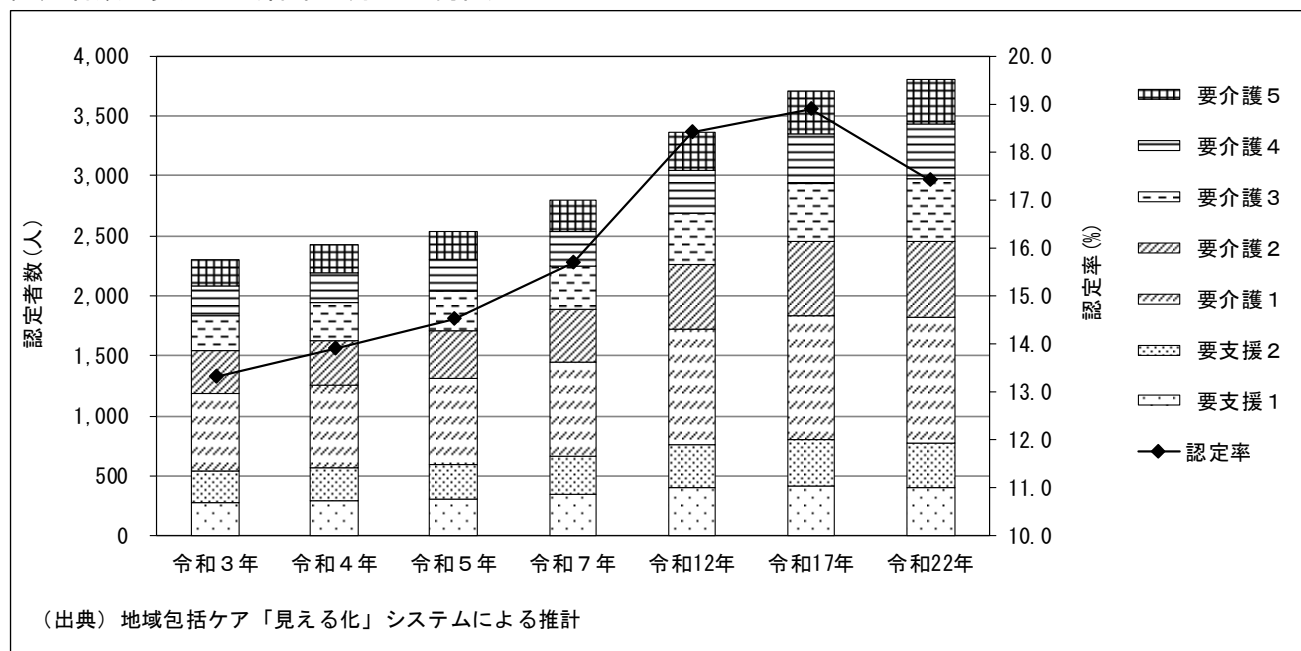


#### (4) 認定者数の見込み

○65歳以上の認定者数、令和3年の2,299人から令和5年の2,543人に増加すると見込まれます。

○認定率は、令和3年の13.3%から令和5年の14.5%に上昇することが見込まれます。

認定者数の見込み（各年10月1日現在）



#### (5) 計画の基本理念、地域の理想像等

基本理念

高齢者の幸福実感の実現

地域の理想像 **すべてのひとが 生涯にわたり居場所と役割を持ち活躍する地域**

本計画では、基本理念である「高齢者の幸福実感の実現」のもとに、地域の理想像である「すべてのひとが 生涯にわたり居場所と役割を持ち 活躍する地域」を目指します。

この地域の理想像は、このなかで得られた「人とのつながりを持ちたい」、「仲間と一緒にいたい」、「互いに支え合いたい」、「役割を持ちたい」、「生きがいを持ちたい」、「地域に参加していきたい」などの、市民の想いと希望を地域の理想像としたものです。この地域の理想像を実現することにより、高齢者それぞれの希望と選択に応じた高齢者の幸福実感につながるものと考えます。

## (6) 計画の基本目標

### 1 生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する【自助】

#### <施策の方向性>生涯、元気で活躍する環境をつくる

生涯を通じた社会参加により自らの健康を維持するため、身近な場所で健康づくり・体力づくりを習慣化できる仕組みづくり、知識や経験を活用できる社会参加・就労の機会づくり、心豊かに充実した生活を送るための生きがいがいづくりにより、生涯、元気で活躍する環境をつくります。

### 2 地域のつながり、地域の支え合いの力を高める【互助】

#### <施策の方向性>高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

地域のつながり、地域の支え合いの力を高めるため、地域の多様な社会資源（NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、自治会など）との連携による支え合いの担い手や通いの場づくりに取り組むとともに、認知症の理解、見守り体制、権利擁護、介護者の支援により、高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくります。

### 3 地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める【共助】

#### <施策の方向性1>高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境をつくる

地域包括ケアシステムを深化するため、地域包括支援センターの活動、在宅医療と介護の連携、総合事業、外出支援、住まいの支援などの取組を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境をつくります。

#### <施策の方向性2>利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

介護保険制度の持続性を高めるため、高齢者人口の増加に対応した介護保険サービスの質の維持・向上、介護人材の確保、サービスの適正利用を促進し、利用者に応じた介護サービス提供体制をつくります。

## (7) 地域共生社会実現に向けた重点テーマ

### 『重点テーマ1』 共生型健康生きがいがいづくり

演劇などの芸術活動や、なまらん体操などの運動やスポーツを通じて、世代や障がいなどに関係なくできる健康づくりと生きがいがいづくりを目指します。

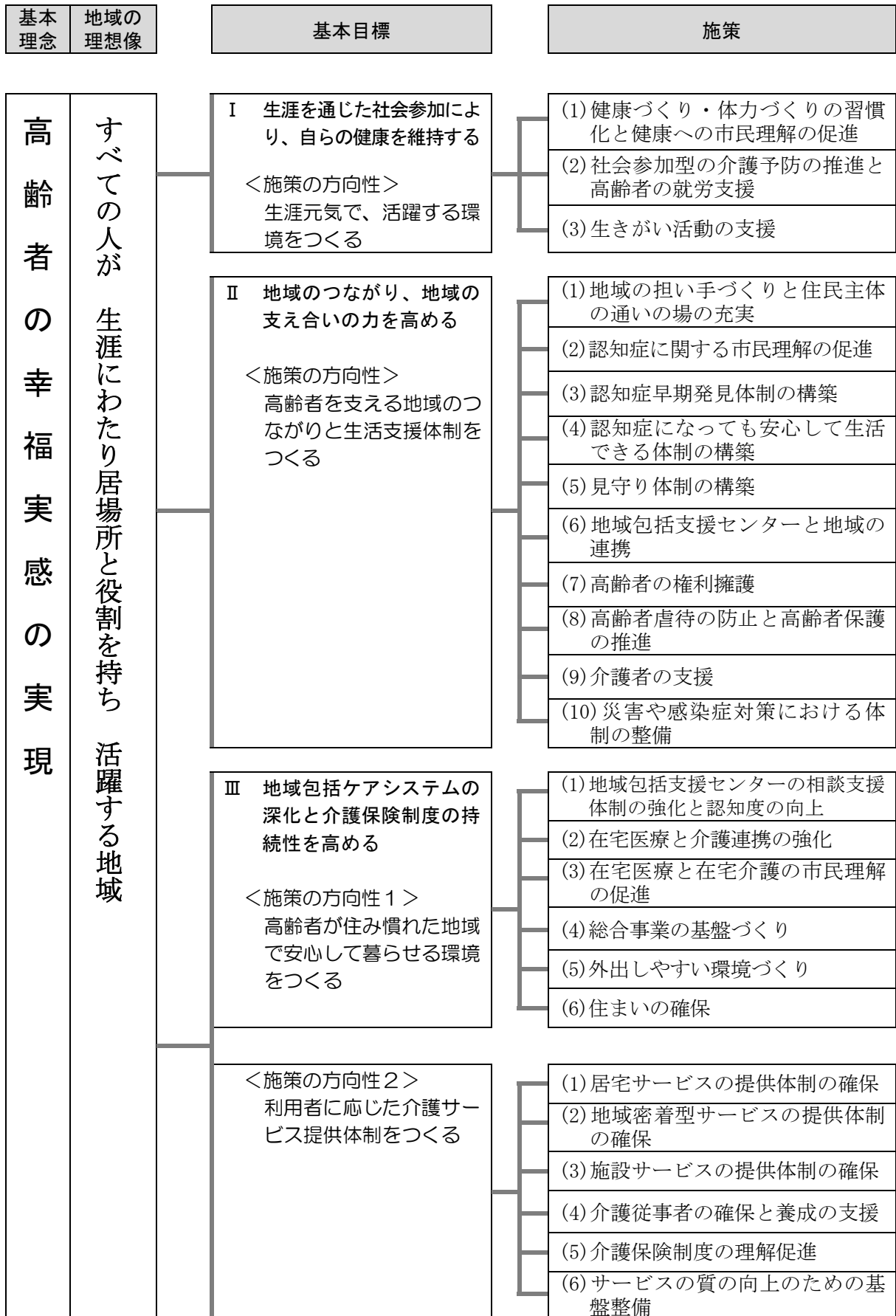
### 『重点テーマ2』 ともにはたらく機会づくり

農業などの活動を通じて、世代や障がいなどに関係なく活躍できる仕組みづくりを目指します。

### 『重点テーマ3』 複合課題に対応する相談体制づくり

高齢者のみならず、その世帯の課題に部門横断的にまるごと対応できる相談体制づくりを目指します。

(8) 高齢者福祉施策の推進体系について



## (9) 高齢者福祉施策の主な取り組み

### 基本目標Ⅰ：生涯を通じた社会参加により、自らの健康を維持する

#### <施策の方向性>生涯、元気で活躍する環境をつくる

##### 1 健康づくり・体力づくりの習慣化と健康への市民理解の促進

- ウォーキングを通じた健康づくり・体力づくりの推進
- 健康・体力づくりポイント制度の推進
- いきいき運動教室を通じた健康づくり・体力づくりの推進
- フレイルチェックによる健康づくり・体力づくりの習慣化
- わかりやすい健康講座の普及・啓発
- 認知症予防、転倒予防など介護予防の普及・啓発

##### 2 社会参加型の介護予防の推進と高齢者の就労支援

- アクティブシニアによる就農の機会づくり
- アクティブシニアの活動促進
- 介護ボランティア制度の推進
- シルバー人材センターの活動の支援

##### 3 生きがい活動の支援

- 老人クラブ、連合長寿会活動の支援
- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動への参加推進
- 老人福祉センターの充実
- 高齢者ふれあい広場の利用促進

### 基本目標Ⅱ：地域のつながり、地域の支え合いの力を高める

#### <施策の方向性>高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

##### 1 地域の担い手づくりと住民主体の通いの場の充実

- 生活支援コーディネーターによる住民主体の活動支援
- 多様な主体の連携体制の構築
- 健康づくり・介護予防リーダーの養成・支援
- ウォーキングリーダーの養成
- 地域型介護予防教室の支援
- なまらん体操・なまらん体操プラス体験会の実施
- 地域住民主体のサロン活動の支援

##### 2 認知症に関する市民理解の促進

- 認知症サポーターの養成
- 認知症キッズサポーターの養成
- キャラバン・メイトの養成
- 認知症ケアパスの普及・啓発
- 若年性認知症等に対する理解促進
- 認知症の予防に向けた普及啓発

##### 3 認知症早期発見体制の構築

- 早期発見のための普及啓発
- 認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期治療の支援

##### 4 認知症になっても安心して生活できる体制の構築

- 認知症ケアパスの普及・啓発
- 集いの場や相談体制の充実
- 認知症の方が活動・活躍できる場の検討

##### 5 見守り体制の構築

- 要援護者見守りネットワークの充実
- 消費者被害・防犯体制の充実
- 連合長寿会友愛活動による見守り活動の支援

## 6 地域包括支援センターと地域の連携

- 地域支え合い会議による地域ネットワークの構築

## 7 高齢者の権利擁護

- 成年後見制度の普及啓発 ○権利擁護支援の体制整備
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の実施

## 8 高齢者虐待の防止と高齢者保護の推進

- 高齢者虐待の防止 ○高齢者保護の推進

## 9 介護者の支援

- 介護相談体制の充実 ○介護者の負担軽減

## 10 災害や感染症対策における体制の整備

- 災害時における避難行動要支援者支援体制の整備
- 防災や感染症対策の体制整備
- ICT技術の活用による災害や感染症対策の実施

### 基本目標Ⅲ：地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の持続性を高める

#### <施策の方向性1>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

##### 1 地域包括支援センターの相談支援体制の強化と認知度の向上

- 地域包括支援センター相談支援体制の強化 ○支援体制強化のための研修の実施
- 地域支え合い会議による地域ネットワークの構築 ○地域包括支援センターの周知

##### 2 在宅医療と介護連携の強化

- 在宅医療サポートセンターにおける相談活動 ○後方支援ベッドの確保
- 往診医登録制度の普及 ○医療・介護資源情報提供システムの利用促進
- 吉川松伏多職種連携の会による在宅医療・介護連携の推進

##### 3 在宅医療と在宅介護の市民理解の促進

- 在宅医療・終末期の理解促進 ○終末期における自己決定の支援
- かかりつけ医等の普及啓発

##### 4 総合事業の基盤づくり

- 訪問型サービスの充実 ○通所型サービスの充実
- 生活支援コーディネーターによる住民主体の活動支援
- 多様な主体の連携体制の構築

##### 5 外出しやすい環境づくり

- 外出・移動の支援

##### 6 住まいの確保

- 高齢者の経済的な負担の軽減 ○多世代居住の仕組みづくり
- 高齢者向け施設等の周知

## ＜施策の方向性2＞利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

- 1 居宅サービスの提供体制の確保
- 2 地域密着型サービスの提供体制の確保
- 3 施設サービスの提供体制の確保
- 4 介護従事者の確保と養成の支援
- 5 介護保険制度の理解促進
- 6 サービスの質の向上のための基盤整備
  - 介護支援専門員の支援 ○自立支援型地域ケアマネジメント会議による支援
  - サービス事業者への指導・監督 ○介護相談員の派遣

### (10) 計画の推進

- 1 計画の推進体制
  - 計画の周知 ○高齢者福祉、保健、医療、教育など関係分野における連携
- 2 吉川市介護福祉推進協議会
- 3 介護給付の適正化
  - 適正な請求事務の指導 ○要介護認定の適正化 ○ケアマネジメント等の適正化
  - ケアプランの点検 ○住宅改修等の点検
- 4 サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
  - 縦覧点検・医療情報との突合 ○介護給付費通知
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取り組み

### (11) 事業の達成状況の点検及び評価

- 1 計画の達成状況の点検と評価
- 2 事務事業評価と事業の見直し

# 吉川市版地域包括ケアシステム

図 吉川市版地域包括ケアシステムのイメージ

